

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十二条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件 新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十二条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後			現 行		
1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤			1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤		
検定を受けるべき医薬品	手 数 料	試 験 品 の 数 量	検定を受けるべき医薬品	手 数 料	試 験 品 の 数 量
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
pH4処理酸性人免疫グロブリン	357,400円	内容量が10mL、 <u>25mL</u> 、50mL又は100mLであるとき。 2本	pH4処理酸性人免疫グロブリン	357,400円	内容量が10mL、50mL又は100mLであるとき。 2本
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)